

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学（以下「本学」という。）における個人情報の有用性を認識しつつ、本学において個人情報を取り扱う場合に生じる人権侵害から個人を保護するために、本学が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、さらに個人情報の主体である学生、教職員等に自己に関する個人情報の開示等の権利を保障することによって、個人の権利、利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

2 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項が定める住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。）及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の取扱いについては、別途定める「個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規程」に従う。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、本学の学生（オープンカレッジ受講生を含む。）、卒業生その他在籍した学生及び教職員、その他本学の業務に関わりがあり、又は関わりがあった生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号（個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項が定めるもの）が含まれるもの

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 この規程において「個人情報データベース等」とは、本学の教職員が職務上作成し、又は取得した個人情報を含む情報の集合物であって、本学の学生及び教職員が組織的に用いるものとして、本学が組織的に保有している次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「保有個人データ」とは、本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定められるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この規程において「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

7 この規程において「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

8 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をい

う。

- 9 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらの属する者をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報保護法その他の個人情報保護に関する法令及びガイドライン等を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権利、利益及びプライバシー侵害の防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 3 本学に籍を置く者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本規程を遵守しなければならない。

(管理者)

第4条 本学は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）、個人情報維持管理者（以下「維持管理者」という。）及び個人情報情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は、学長とする。
- 3 保護管理者は、本学における個人情報の適正な取り扱い（収集、利用、提供、削除等）を図る責任を有する。
- 4 維持管理者は、各学部長、附属機関の長、及び各事務管理職をもってあてる。
- 5 維持管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集及び維持管理に関し、この規程の定めに従い、適正に取り扱う責任を有する。
- 6 情報管理者は、施設事業部長とする。
- 7 情報管理者は、情報システムにおける個人データを適正に管理運用する責任を有する。
- 8 保護管理者は、維持管理者及び情報管理者の責任範囲について疑義が生じた場合、当該管理者と協議の上、その責任範囲について定めるものとする。

(個人情報保護委員会の設置)

第5条 本学の個人情報の保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成及び詳細については、第6章で定める。

(学術研究における適用除外)

第5条の2 以下の各号に掲げる本規程の各条項は、本学が学術研究目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合は適用しない（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(1) 第6条第8項

あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの

ア 本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

(2) 第7条第1項

あらかじめ収集した個人情報を、本人の同意を得ることなく、定められた目的外に利用し、又は個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの

ア 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。

ウ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

- 2 本学は、学術研究目的で行う個人情報及び個人データの取扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集)

- 第6条 個人情報収集は、本学の教育、研究及び業務に必要な範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において、適法かつ相当な手段により行われるものとする。
- 2 個人情報の収集は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項等を調査することを目的として行ってはならない。
 - 3 個人情報を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 4 第1項に規定する利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
 - 5 利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
 - 6 個人情報の収集は、本人から、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、第三者から収集することができる。
 - (1) 法令の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) その他保護管理者が第三者から収集することに相当の理由があると認めるとき。
 - 7 個人データを第三者から収集するときは、本人の権利、利益及びプライバシーを侵害することのないよう十分留意し、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの収集が第7条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
 - 8 要配慮個人情報の収集は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等及び個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則で定める者により公開されている場合
 - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合
 - (7) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
 - 9 本人は、自己の個人情報が前各項の規定による収集の制限を超えて収集されていると認めるときは、保護管理者に対し、その削除を請求（以下「削除請求」という。）することができる。
 - 10 前項の削除請求をするときは、本人であることを明らかにし、当該削除請求に必要な事項を記入した書面を、保護管理者宛に提出するものとする。
 - 11 保護管理者は、第9項の削除請求を受けたときは、原則として2週間以内に当該請求に関わる事実を調査、確認し、削除するかどうかの決定をし、その結果を本人及び委員会に書面により通知しなければならない。

（不適正に収集した個人情報の利用の禁止）
- 第6条の2 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により収集した個人情報を利用してはならない。

(適正利用及び第三者提供)

第7条 収集した個人情報、あらかじめ本人の同意を得ないで、定められた目的外に利用し、又は個人データを第三者に提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令の規定に基づく場合
 - (2) 削除
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (6) 当該個人情報を保有する機関、部署内において利用し、又は他の機関、部署に提供する場合であって、業務遂行上、必要かつ相当の理由があると認められ、本人の権利、利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが、保護管理者の判断において明白であるとき。
 - (7) その他第6章に規定する委員会が、必要かつ相当の理由があると認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会(内閣府外局)へ届け出たとき(以下「オプトアウト」という。)は、当該個人データを第三者に提供することができる。なお、個人情報保護委員会(内閣府外局)への届出は、電子情報処理装置を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。
- (1) 本学の名称、住所、学長の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 前号の本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。
- (1) 要配慮個人情報
 - (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
 - (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ(その全部又は一部を複製、加工したものを含む。)
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 第6条第1項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 保護管理者は、第1項第3号から第7号までの規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその旨及び内容を本人及び委員会に書面により通知しなければならない。ただし、委員会が本人に通知する必要がないと特に認めたときは、この限りではない。
- 6 保護管理者は、第1項ただし書の規定により個人データを第三者へ提供するときは、当該個人データの適正な取扱いを担保するため、提供を受ける者に対し、その使用目的又は使用方法に必要な制限を付し、若しくは本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとする。

- 7 保護管理者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、第1項各号又は第5条の2第1項第2号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合において、外国にある第三者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 本学と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
 - (2) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
- 8 保護管理者は、個人データを第三者（個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる国の機関等を除く。）に提供したときは、個人情報の保護に関する法律施行規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、その他の個人情報の保護に関する法律施行規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が第1項各号、第2項又は第4項各号のいずれか（第7項の規定による個人データの提供にあっては、第1項各号又は第5条の2第1項第2号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。
- 9 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報の保護に関する法律施行規則で定める期間保存する。
- 10 本人は、自己の個人情報について目的外利用等がなされ、又はなされようとしていると認めるときは、保護管理者に対し当該目的外利用等の中止を請求することができる。
- 11 第6条第10項、第11項の規定は、前項に規定する目的外利用等の中止を請求する場合に準用する。

第3章 個人情報の管理等

（保有個人データの適正管理）

第8条 維持管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 維持管理者は、所管情報を、その目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 維持管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、または消去しなければならない。

（事務の届出）

第9条 維持管理者は、個人情報を取扱う事務（一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を扱う場合を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を保護管理者に届け出なければならない。

- (1) 事務の名称及び目的
 - (2) 事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報の項目
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の収集方法
 - (6) 個人情報を情報システムで処理する場合はその趣旨
- 2 維持管理者は、前項の規定による届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報を取扱う事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を保護管理者に届け出なければならない。
 - 3 保護管理者は、前2項の規定による届出を受理したときには、当該届出に係る事項を委員会に報告し、意見を聴取するものとする。
 - 4 保護管理者は第1項及び第2項の規定に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

（情報システムにおける個人情報の電子計算機処理）

第10条 情報管理者は、本学の情報システムの管理、運用に係る業務を遂行するため、個人情報を取扱うときは、当該個人情報に係る維持管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 情報管理者は、個人データへの不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。
- 3 情報管理者は、電子計算機による個人データの処理を新たに開始しようとするときは、あらかじめ

め委員会の意見を聴かなければならない。

4 情報管理者は、次に掲げる場合において、電子計算機の外部への接続ができる。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 情報管理者が委員会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

(委託に伴う取扱い)

第11条 保護管理者が個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する必要があると判断した場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 保護管理者から個人情報取扱業務の委託を受けた者（以下「個人情報取扱業務受託者」という。）は、知り得た個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱業務受託者若しくはその役員又はこれらの者であった者は、その委託された事務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第12条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合について準用する。

(個人データの取扱い状況の記録)

第13条 維持管理者は、個人情報データベース等について、別途定める様式「個人データ取扱台帳」を用いて次に掲げる項目を記録する。

(1) 個人情報データベース等の種類、名称

(2) 個人データの項目

(3) 公表等を行った利用目的

(4) 責任者

(5) 取扱部課室

(6) アクセス権限を有する者

(7) 保管場所、保管方法

(情報漏えい等事案への対応)

第14条 本学が個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、保護管理者は、速やかに危機管理部会を招集し、必要に応じて、適切かつ迅速に次に掲げる対応を行う。

(1) 事実関係の調査及び原因の究明

(2) 本学内部における報告及び被害の拡大防止

(3) 影響範囲の特定

(4) 影響を受ける可能性のある本人への連絡

(5) 個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省等への報告

(6) 再発防止策の検討及び決定

(7) 事実関係及び再発防止策の公表

2 本学は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告しなければならない。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

3 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 4 本学は、第2項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第15条 委員会は、個人情報取扱状況の把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、監査責任者を任命し、少なくとも毎年1回、取扱状況を把握し、安全管理措置を見直す。

- 2 監査責任者は、情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者を監査補助者として指定し、前項の監査及び見直しに従事させることができる。
- 3 監査責任者は、監査及び見直しの結果を取りまとめ、委員会に報告するものとする。

(本学教職員の監督及び教育)

第16条 本学は、個人情報の安全管理のために、教職員に対して、必要かつ適切な監督及び教育を行う。

第4章 個人情報の開示および訂正

(不正記録行為等の禁止)

第17条 保護管理者若しくは個人情報取扱業務受託者（以下「保護管理者等」という。）以外の者は、何人も第7条第1項ただし書きの規定に基づかず本学が保有する個人情報の全部又は一部を保護管理者等以外の個人情報データベースに記録する行為（以下「不正記録行為」という。）をしてはならない。

- 2 何人も、本学が保有する個人データの全部又は一部が記録された個人情報データベースで第7条第1項ただし書きの規定に基づかず提供されたもの又は不正記録行為により本学が保有する個人データの全部または一部が記録された個人情報データベース（以下「不正個人情報データベース」という。）を譲り受け、所持若しくは第三者に譲り渡し、又は不正個人情報データベースに記録されたものの全部又は一部を他の個人情報データベースに記録する行為（以下「不正複写行為」という。）をしてはならない。
- 3 前2項の規定は、本学の学生及び教職員以外のすべての者に適用する。
- 4 保護管理者は、第1項又は第2項の規定に違反する行為をした者に対し、不正個人情報データベースの提出、不正複写行為の中止又は当該行為の中止を確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(保有個人情報の開示請求)

第18条 本人は、当該本人が識別される保有個人情報について、保護管理者に対し、当該保有個人情報の電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他本学の定める方法による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 第6条第10項、第11項の規定は、前項に規定する開示請求をする場合に準用する。
- 3 保護管理者は、第1項の規定により本人が請求した方法により請求を受けたときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人データが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの全部または一部について開示をしないことができる。

- (1) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれている場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
- (4) 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合

(5) 他の法令に違反することとなる場合

4 開示請求は保護管理者が認めた代理人によって行うことができる。

5 開示請求により開示を求められたときには、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

(存否応答拒否)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示個人情報を開示することとなるときは、保護管理者は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(保有個人データの開示の決定)

第20条 保護管理者は、開示請求を受けたときは、遅滞なく当該開示請求に係る保有個人データの開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 保護管理者は、保有個人データの全部または一部について開示をしない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を書面により通知しなければならない。

(保有個人データの開示の方法)

第21条 保有個人データの開示は、当該情報を本人に閲覧させることにより行う。

2 前項の方法による開示が困難であるか、本人から求められた場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(保有個人データの訂正等)

第22条 本人又は保護管理者が認めた代理人は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、保護管理者に対し、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。ただし、訂正請求をしようとする者は、保護管理者に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出、又は提示しなければならない。

2 保護管理者は、前項の規定による訂正請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 保護管理者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

4 第6条第10項、第11項の規定は、前項に規定する保有個人データの訂正請求をする場合に準用する。

(保有個人データの利用停止等)

第23条 本人又は保護管理者が認めた代理人は、保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第2章の規定に違反して取扱われているとき又は収集されたものであるとき若しくは次のいずれかに該当する場合は、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

(1) 本学が利用する必要がなくなった場合

(2) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合

(3) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第7条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人デー

タの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 保護管理者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第5章 救済の手続

(不服申立て)

第24条 本人は、第2章及び第4章に係る取扱いに関する事項について不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てををするときは、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した書面を、保護管理者を経て、委員会宛に提出するものとする。
- 3 委員会は、第1項の申立てがあったときは、迅速かつ適正に、必要な調査を行うものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ、不服申立人、当該機関、部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見および説明を聞くことができる。
- 4 委員会は、調査終了後、不服申立てに対し必要な措置を講ずることを決定し、その結果を不服申立人に書面で通知するものとする。
- 5 委員会は、前項の調査結果を保護管理者に報告しなければならない。
- 6 保護管理者は、前項の報告を受けたときは、規定に反する行為を行なった者に対し、当該行為の存否に関する委員会の審議を経て学則及び就業規則に基づき、必要な処分をすることができる。

(苦情処理)

第25条 本人は、保護管理者が行なう自己の個人情報の取り扱いが不適正であると認めるときは、委員会に対し、当該個人情報の取り扱いの是正（個人情報の内容に係る誤りの訂正を除く。）等の苦情を申し出ることができる。

- 2 委員会は、保護管理者の個人情報の取扱いに関する本人の苦情の申し出に迅速かつ適正に対応しなければならない。

第6章 個人情報保護委員会

(委員会の審議事項)

第26条 委員会の審議事項は、次の各号とする。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 救済の手続に関する事項
- (3) 保護管理者から個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正等について付議された事項
- (4) その他個人情報の保護に関する重要な事項

(組織)

第27条 委員会は、専任教職員の中から、学長の任命する委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、各学部が推薦する教員1名及び学長が指名する職員若干名とする。
- 3 学長は、委員会の任務遂行上、専門的知識、経験を有する委員が必要と認める場合は、学内及び学外からの有識者を委員として加えることができる。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第28条 委員長は必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会が、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その意見を聴取することができる。

第7章 仮名加工情報及び匿名加工情報の作成等及び義務

(仮名加工情報の作成等)

- 第29条 本学は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会（内閣府外局）の規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会（内閣府外局）の規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本学は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
- 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を第三者に提供してはならない。
- 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第14条第2項、第3項、第4項及び第18条から第23条までの規定は、適用しない。
- 10 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第7条各項にかかわらず定められた目的外に利用することができる。

(匿名加工情報の作成等)

- 第30条 本学は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

(匿名加工情報の第三者提供)

- 第31条 本学は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

(識別行為の禁止)

- 第32条 本学は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

- 第33条 本学は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するものとする。

第8章 雑則

(事務)

- 第34条 この規程に係る事務は、総務部総務課が行う。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、全学教授会の審議を経て学長が行う。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成12年規程第15号)

1 この規程は、平成12年12月13日から施行する。

附 則 (平成18年規程第16号)

2 この規程は、平成18年6月14日から施行する。

附 則 (平成22年規程第23号)

3 この規程は、平成22年9月24日から施行する。

附 則 (平成26年規程第14—72号)

4 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第1号)

5 この規程は、平成30年2月9日から施行する。

附 則 (2022年規程第7号)

この規程は、2022年4月1日から施行する。